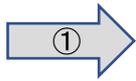


地域クラブ活動の登録の流れ

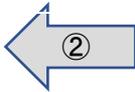
茨城県中学校体育連盟

地域クラブ活動 代表者

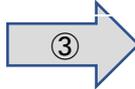


① 中央競技団体もしくは茨城県競技団体への登録

中央競技団体もしくは茨城県競技団体への登録は必ず必要になります。
HPにある登録先一覧を参照にして必ず手続きを行ってください。



② 茨城県中学校体育連盟のHPより 様式1・2・3をダウンロード



③ 茨城県中学校体育連盟各専門部 登録窓口に提出

提出する書類

○様式1・2（指導者・選手の入力欄で不足する部分はコピーして提出）・3

○地域クラブ活動の「規約および運営方針」、「活動計画」

「規約および運営方針」⇒令和5年2月茨城県教育委員会発出の『茨城県地域クラブ活動ガイドライン』P11を参照

「活動計画」⇒4月、5月の2ヶ月間の活動計画表を提出。（冬季種目は9・10月）

※様式は任意とします。活動場所、活動時間を必ず明記してください。

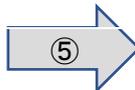
提出する書類をデータ(PDF)にしてメールで登録担当窓口に提出します。書類を確認し、不備があった場合修正を行います。不備がないことの確認が担当者からありましたら、押印された用紙（原本）を郵送で提出してください。作成した様式は必ず写しを保管しておいてください。

郵送された原本を再度確認したのち、茨城県中学校体育連盟への認定通知と様式4・5のデータを代表者にメールで送付します。



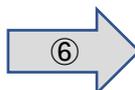
④ 保護者

様式5を保護者に作成依頼をします。



⑤ 金融機関

登録料を認定通知に記載してある口座に入金します。



⑥ 学校へ訪問

所属する選手の学校に様式1・2の写し、地域クラブ活動の「規約および運営方針」、「活動計画」、認定通知、様式4・5を提出します。

※学校に連絡をして、訪問日程を調整し、地域クラブ活動の代表者または事務局、監督等が持参します。（保護者・生徒は認めない）

ここまでが登録です。登録後の修正も含めて、4月30日までに実施してください。

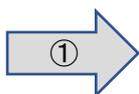
茨城県中学校
体育連盟

すべての登録が完了したら、茨城県中学校体育連盟の各競技専門部、または、地区、市郡中体連の各専門部より大会に関する連絡がありますので、以降は各専門部からの指示を確認してください。

「地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」の登録の流れ

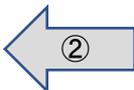
茨城県中学校体育連盟

地域クラブ活動 代表者

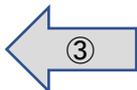


① 中央競技団体もしくは茨城県競技団体への登録

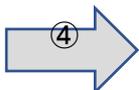
中央競技団体もしくは茨城県競技団体への登録は必ず必要になります。
HPにある登録先一覧を参照にして必ず手続きを行ってください。



② 茨城県中学校体育連盟のHPより 様式1・2・3をダウンロード



③ 各市町村担当窓口 様式7-1 承認証をもらう



④ 茨城県中学校体育連盟各専門部 登録窓口に提出

提出する書類

○様式1・2（指導者・選手の入力欄で不足する部分はコピーして提出）・3

※新人戦からの大会参加を希望する場合は、様式2の提出は必要ありません。

○地域クラブ活動の「規約および運営方針」、「活動計画」

「規約および運営方針」⇒令和5年2月茨城県教育委員会発出の『茨城県地域クラブ活動ガイドライン』P11・12を参照

「活動計画」⇒4月、5月の2ヶ月間の活動計画表を提出。（冬季種目は9・10月）

※様式は任意とします。活動場所、活動時間を必ず明記してください。

○承認証（様式7-1）市町村が発行

提出する書類をデータ(PDF)にしてメールで登録担当窓口に提出します。書類を確認し、不備があった場合修正を行います。不備がないことの確認が担当者からありましたら、押印された用紙(原本)を郵送で提出してください。作成した様式は必ず写しを保管しておいてください。

郵送された原本を再度確認したのち、茨城県中学校体育連盟への認定通知と様式4・5のデータが代表者にメールで送付されます。(R8.2.27一部削除)

※「地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」については、市町村校長会や市郡中体連での協議・承認、各学校への周知を徹底した上で、市町村教育委員会で承認されます。

※他市町村との合同で発足した「地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」については、双方の教育委員会からの承認証(7-1)が必要となります。

ここまでが登録です。登録後の修正も含めて、4月30日までに実施してください。

茨城県中学校
体育連盟

すべての登録が完了したら、茨城県中学校体育連盟の各競技専門部、または、地区、市郡中体連の各専門部より大会に関する連絡がありますので、以降は各専門部からの指示を確認してください。

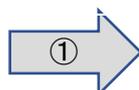
「地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」の追加登録選手・指導者および追加の市町村教育委員会の承認の流れ

「地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」に限り、7月1日から31日の期間に、茨城県中学校体育大会（新人）への選手、指導者の追加登録を認めます。ただし、認める追加登録については、4月に地域クラブ登録をしていない学校所属の生徒および指導者となります。追加登録を希望する場合は、**年度当初にチーム登録が必要**になります。

また、同期間中に限り、4月に承認された上記地域クラブに対する、市町村教育委員会からの追加承認を認めます。新規の承認は認められません。追加承認が可能なのは、年度当初に承認されたチームに限ります。

4月1日～30日までの期間にチーム登録を済ませておく

7月1日～31日



茨城県中学校体育連盟各専門部 登録窓口に提出

提出する書類

○ 市町村教育委員会の追加承認について
承認証（様式7-2-①）市町村が発行

○ **選手・指導者の追加登録について（様式7-2-②）**

※追加登録することのできる指導者・選手は、4月に地域クラブ活動に登録していない（学校登録）選手、指導者になります。

※他市町村との合同で発足した「地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」については、双方の教育委員会からの承認証が必要となります。

ここまでが追加登録選手の流れです。7月31日までに実施してください。

茨城県中学校
体育連盟

すべての登録が完了したら、茨城県中学校体育連盟の各競技専門部、または、地区、市郡中体連の各専門部より大会に関する連絡がありますので、以降は各専門部からの指示を確認してください。

地域
クラブ
活動
代表者

資料① 『茨城県地域クラブ活動ガイドライン』 P 1 1 ・ 1 2

II 地域クラブ活動の運営

■ 1 適切な運営体制の構築

(1) クラブ規約の策定・公表

運営団体は、生徒や保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すために、クラブ規約を策定し、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得る。

【参考】クラブ規約の構成例⁷⁾

- 1 総 則 (クラブの名称と所在地)
- 2 目 的
- 3 事 業
- 4 会 員 (資格、手続き、会費など)
- 5 役員及び事務局 (役職、選出方法と任期、任務など)
- 6 会 議 (総会や運営委員会などの運営組織とその役割)
- 7 会 計 (会計年度、会計の原則、資金の管理など)
- 8 規約の改定
- 9 クラブの解散
- 10 附 則 (施行日など)

(2) クラブ運営方針の策定・公表

運営団体は、上述の「規約」に基づくとともに、本ガイドラインを踏まえたクラブの「運営方針」を策定して活動の方向性を示す。(運営方針策定上の留意点は次ページ参照)

【参考】クラブ運営方針の内容例

- ・活動の目標
- ・育てたいクラブ加入者像
- ・向上させたい力
- ・具体的な手立て
- ・活動時間・休養等
- など

イ クラブの「運営方針」策定に当たっては、生徒の中にはより上位の大会やコンクールを目指す者のみならず、基礎体力や社会性を身に付けることを目的にしたり仲間と楽しい時間を過ごすことを目的にしたりする者もいるなど、生徒の志向が多様であることを受け入れ、勝利至上主義に傾倒することがないよう配慮する。

(3) 競技団体や大会等への参加登録

生徒が大会に参加する場合は、大会の資格要件等(参加対象や登録の必要性、保険等)を十分に確認する。

イ クラブとしての大会参加を目指す場合、必要に応じて競技団体や連盟等への登録や加盟が求められる⁸⁾ことから、運営団体は、特に地域移行期においては、登録や登録費の納入が学校と二重にならないよう配慮する。

やむを得ず二重登録の事態が生じる場合は、その内容や費用面等について、クラブ入会や競技団体・大会等への参加登録の前に保護者に十分説明し理解を得ること。

ウ 中体連・高体連等が主催する大会をはじめ様々な大会への参加資格については、クラブ単位での参加が認められるよう各方面で議論されているが、それぞれ大会により出場要件等は異なるため、必ず事前に確認することが求められる。

なお、クラブによる大会参加が実現する場合は、運営団体は、役員・審判などの大会運営にスタッフとして積極的に参加することが求められる。

【参考】クラブ規約・運営方針策定上の留意点

- なれない
 - ・地域クラブ活動を通じてどのような人材を育成していくのか
 - ・そのために、いつまでにどのような方策をとるのか
- クラブ名
 - ・学校部活動と区別ができるようクラブの名称を工夫
- 活動内容
 - ・地域の実情やニーズ調査の結果を踏まえ、活動内容を決定
 - ・地域の実情やニーズに応じて、可能な内容から実施
 - ・単独地域で実施できない内容については、近隣市町村と連携するなどを検討
- 活動回数、活動時間等の決定
 - ・地域がもつ資源(人材、施設等)とニーズ・課題の把握の結果等を総合的に勘案
 - ・回数は、最初は1〜2か月に1回程度など可能な範囲から始め、段階的に増やすなどを検討
- 費用負担の検討、財源の確保
 - ・運営費用 指導者報酬、保険料(指導者、参加者)、会場使用料、消耗品代、会場への移動に係る費用、運営団体の非務に係る費用 など
 - ・生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定を検討
- 活動の開始時期の決定
 - ・準備のできた活動・地域から部分的に開始。徐々に活動や地域を拡大
- 実施要項の作成
 - ・募集案内等に活用

(4) 会費の設定と適切な会計処理及び公表

ア 運営団体は、会費について、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉に設定する。

イ 運営団体は、経済的に困難な家庭の生徒が地域クラブ活動へ参加する際、費用の負担を軽減するために、補助金を活用したり、寄附等による基金を創設したりするなど、活動機会を確保できるように対策を講じる。

ウ 運営団体は、国や県、市町村等の補助を受けて運営する場合、申請や報告など、必要な手続きを適切に行う。

エ 運営団体は、公正かつ適切な会計処理を行った上で、組織運営の透明性を確保するため、情報開示を適切に行う。

(5) 保険への加入

ア 運営団体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入させる。

イ 保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中や保護者による送迎中に事故等があった場合にも適用を受けることができる内容のものを検討する。

(6) ガバナンスコードの策定・公表

ア 運営団体は、生徒や保護者のみならず地域全体から信頼を得るために、適正なガバナンス⁹⁾を確保するとともに、その状況に関する情報を積極的に開示することにより組織運営の透明性を確保する。

その際、スポーツ庁の「スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け) (以下、「ガバナンスコード」という)を参照し、ガバナンスコードに添付されているセルフチェックシートに基づき自己説明資料を作成し、自団体のホームページ等で公開する。

イ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが、スポーツ団体向けに「スポーツガバナンスウェブサイト」を開発し、ガバナンスコードに基づいた団体運営に関する自己説明の登録・公表を促進しているため、各運営団体は積極的に活用する。

⁹⁾：統治、管理、支配」という意味があり、企業等では「健全な企業運営を行う上で必要な管理体制の構築や企業の内閣を統括すること」としている。経営リスクを未然に防ぐための考え方や工夫によって定まってきた。

⁷⁾：出典元：文部科学省 伊「総合型地域スポーツクラブ育成マニュアル」
⁸⁾：日本中体連は、全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等が参加を希望する場合、「都道府県中学校体育連盟に加盟もしくは認定されていること」としている。(全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格について)【公財】日本中学校体育連盟/令和4年6月13日

資料② 認定通知

令和7年〇月〇〇日

代表 〇〇 〇〇 殿

茨城県中学校体育連盟
 会長 鎭 目 英 俊
 (公 印 省 略)

令和7年度茨城県中学校体育連盟への登録の認定について

令和7年〇月〇日付けで申請のありました標記の件につきまして、下記のとおり貴団体の登録を認定します。

但し、登録にあたり、提出していただいた様式3の内容に虚偽が認められた場合は認定を取り消し、その責任はすべて貴団体が請け負うものとします。

記

- 1 登録期間 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
- 2 認定競技種目 〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 貴団体の選手が在籍する学校に所定の手続き(様式1・2の写し、地域クラブ活動の「規約および運営方針」、「活動計画」及び認定通知、様式4・5を提出)を4月30日までに行うこと。
- 4 茨城県中学校体育連盟への登録料 〇〇〇〇 円 を4月30日までに、以下の口座に納めること。(様式2に記載の選手登録人数×320円)

常陽銀行 泉町支店 普通 6618862
 茨城県中学校体育連盟 会長 鎭 目 英 俊

問い合わせ先
 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
 茨城県 〇〇市 〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇市立 〇〇〇〇〇中学校内
 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 茨城県中学校体育連盟 〇〇専門部
 地域クラブ活動担当 〇〇 〇〇
 または、 専門委員長 〇〇 〇〇

資料③ 「地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」認定通知の例

令和7年〇月〇〇日

代表 〇〇 〇〇 殿

茨城県中学校体育連盟
 会長 鎭 目 英 俊
 (公 印 省 略)

令和7年度茨城県中学校体育連盟への登録の認定について

令和7年〇月〇日付けで申請のありました標記の件につきまして、下記のとおり貴団体の登録を認定します。

但し、登録にあたり、提出していただいた様式3の内容に虚偽が認められた場合は認定を取り消し、その責任はすべて貴団体が請け負うものとします。

記

- 1 登録期間 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
- 2 認定競技種目 〇〇〇〇〇〇〇〇

問い合わせ先
 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
 茨城県 〇〇市 〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇市立 〇〇〇〇〇中学校内
 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 茨城県中学校体育連盟 〇〇専門部
 地域クラブ活動担当 〇〇 〇〇
 または、 専門委員長 〇〇 〇〇

地域クラブ活動の登録の流れ【選手・保護者】

茨城県中学校体育連盟

選手・保護者



地域クラブ活動への登録

地域クラブ活動へ入部、入団などをして登録をします。

※登録する際の注意事項

- ・ その地域クラブ活動が茨城県中学校体育大会（総体・新人）に出場する意向があるかを必ず確認してください。すべての地域クラブ活動が茨城県中学校体育大会（総体・新人）に出場するとは限りません。
- ・ 地域クラブ活動に所属していても、茨城県中学校体育大会（総体・新人）には、学校の部活動から参加することも可能です。その際には必ず地域クラブ活動の代表者に学校から参加することをお伝えください。
- ・ 連盟・協会への登録も必要になります。競技によっては2重登録ができない競技がありますのでご注意ください。
- ・ 茨城県中学校体育大会（総体・新人）への登録は、年度登録になります。途中での移籍などは原則認められませんので、家族でよく話し合いをされてからの登録をお願いします。



様式5 同意書の作成

地域クラブ活動が茨城県中体連に認定されると、代表者から様式5の作成の依頼があります。必要事項を記入して代表者に提出してください。

学校



地域クラブ活動から連絡

地域クラブ活動が茨城県中体連に認定され、すべての様式が揃うと、代表者から連絡があります。学校長と面会できる日程を調整してください。



地域クラブ活動の代表者または事務局、監督と面会

・ 地域クラブ活動の代表者または事務局、監督等が持参します。
(保護者・生徒は認めない)

- ・ 代表者が持参する資料は様式1・2-1の写し、地域クラブ活動の「規約および運営方針」、「活動計画」及び認定通知、様式4・5になります。
- ・ 内容を確認していただき、様式4に学校の公印を押印してください。
- ・ すべての書類の写しを学校で保管しておいてください。